

臼杵市産業・雇用促進事業補助金 Q & A

No.	項目	質問	回答	備考
1	申請	市外に住んでおり、臼杵市に住民税を納めていないが、補助金を申請することはできるか。なお、臼杵市内に不動産を所有しているため、固定資産税は臼杵市に納めている。	固定資産税は臼杵市に納めているため、補助金を申請することは可能です。ただし、（納付期限を迎えている税金については）完納している必要があります。	
2	申請	この補助金を活用して今行っている主たる事業とは別の業種（要綱第3条第1項に規定されている業種）となる事業を行うことは可能ですか。	本補助金は、現在行っている事業（業種）の経営力強化を目的とするものであるため、新たに興す事業には活用できません。	この場合、創業支援事業補助金を活用できる場合があります。
3	申請	申請に必要な書類として、見積書がありますが、相手方の事業者の押印が押された正式な見積が必要ですか。	正式な見積が推奨されます。しかしながら、見積書の徴取が難しい場合には、パソコンの画面コピーなどでも認めるものとします。	
4	申請	事業計画書に関する確認書を作成いただく認定支援機関とはどのようなものですか。	認定支援機関（正式名称：認定経営革新等支援機関）とは、経済産業省中小企業庁に認定された機関のことです。商工関係団体や金融機関等が該当します。認定経営革新等支援機関検索システム (https://www.ninteishien.go.jp/NSK_CertificationArea)で確認することができます。	
5	対象経費	ホームページの改修（作成）は対象経費となりますか。	ホームページの改修は、広告宣伝費に該当するため対象となりません。	
6	対象経費	システム構築費とはどのようなものか。	これから新たにシステムを作る、導入するものが対象となります。例えば、ECサイトの立ち上げについては対象となります。一方で、事業所や商品の紹介のみを目的とするホームページの立ち上げは対象外となります。	ECサイトとは、自社の商品やサービスなどを、インターネット上に置いた独自運営のウェブサイトや通信販売をするサイトのことです。
7	対象経費	専門家相談費について、採択申請書の作成代行に係る費用は対象となりますか。	対象となりません。	
8	対象経費	経費削減のため、中古設備の購入を検討しているが、対象となりますか。	原則として、対象となりません。ただし、中古品しか手に入らないものである場合など、例外的に対象となることもあります。	
9	対象経費	人件費に関する補助のみで申請することは可能ですか。	できません。人件費に関しては、本補助金を活用して行う設備投資等において発生する新たな雇用について補助を行うものであり、人件費のみで申請を行う事はできません。	

10	対象経費	本補助金を活用して、自動車（主に営業活動で使用）を購入することは可能ですか。	自動車は、汎用性が高いことから本補助金の対象経費とはなりません。同様に、パソコンやタブレット、スマートフォンなども対象外となります。ただし、自動車の中でも「キッチンカー」に限り、特定の要件を満たすことで対象とします。	パソコンやタブレットについては、製造機器の一部として組み込まれているなど、限られた用途以外で使用することができないものなどについては、対象成る場合があります。
11	対象経費	事業用車両を購入予定で、車両本体は自己資金で購入して、車両に搭載する機材を対象経費とすることはできますか。	可能です。車両自体は対象外経費となりますが、車両に搭載する機材については、対象経費とすることができます。	
12	対象経費	駐車場の整備を検討しています。本補助金の事業所の改修に該当しますか。	該当します。	
13	対象経費	申請の前にすでに発注済みの機械購入は対象となりますか。	対象となりません。採択決定通知後に着手したものが補助対象です。	
14	その他	補助対象となる設備投資等については、原則として市内業者に発注することとされていますが、「原則として」とはどの程度を指しますか。	市内業者で発注不可能な物品や作業については、市外業者に発注することは問題ありません。市内業者において同様の物品や作業が同程度の金額で提供される場合は、市内業者に発注いただく必要があります。	